

妊産婦手帳から母子手帳へ そして母子健康手帳へ託す未来

新潟県立看護大学 母性看護学・助産学

教授 高島 葉子

今回は「母子健康手帳」についてお話させていただきます。「母子健康手帳」は、妊娠した女性が市町村に届け出る事によって交付され、妊娠期から乳幼児まで一貫したサービスを実施することをねらいとしています。内容は妊婦健康診査、出産前後の記録、お子さんが成長するまでの発育・発達の記録、と共に妊婦さんが健康をセルフケアできるように情報が盛り込まれています。世界中をみても、日本のように「母子健康手帳」による一貫した母子健康管理システムは稀で、JICA(青年海外協力隊)で訪日された

インドネシア人医師などを通じて他の国に普及しています。「母子健康手帳」がいつごろから使用されるようになったかご存知ですか?第二次世界大戦前は、子どもは次の世代を背負う「小国民」と呼ばれ、『産めよ増やせよ』という標語のもとに出産が奨励されていきました。昭和15年の妊産婦死亡率は年間5070人で、現代と比べると約65倍も高かったのです。そこで、妊産婦の健康管理をするために昭和17年、妊産婦手帳規定が公布され、「妊産婦手帳」ができました。「妊産婦手帳」は、当時の母子衛生課の瀬木三雄

博士がドイツの「ムッター(ドイツ語で母親)パス」による妊産婦登録制度をヒントにしたものでした。第二次大戦後の昭和22年児童福祉法ができ、母親のみから小児まで記録を拡大した「母子手帳」となりました。母が私を妊娠した時の母子手帳の最終頁は配給欄になっていて、米三合、晒一反などが書いてあり、配給手帳の役割が続いていました。そして、昭和40年、母子保健法が成立したことをきっかけに「母子健康手帳」となり、母親が主体的に自分の健康を管理するという意味合いの手帳となりました。

が、母と子の健やかな命と生活を守り育てるといふ大切な使命は変わりなく続いていきます。母子健康手帳に触れる機会は妊婦やご家族以外はないかもしれませんが、妊産婦やお子さまを支える周囲の方々にも関心を持っていただけたら、育児への不安や孤独を抱えるお母さんたちを力づけることにつながるのではないのでしょうか。

